

葉山ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：本クラブ会員数の3分の1。
理事の過半数
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員9名以上から成る理事会とする。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト(または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー)、副会長、幹事、会計、および会場監督である。理事会の裁量により、本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名以上の理事を加えることができる。

第3条 理事および役員の選出

第1節

次年度理事および役員の選出は12月の年次総会で選出するものとする。その議長たる役員は、会員に対して、会長(次々年度)、副会長、幹事、会計、および4名以上の理事を指名することを求めなければならない。その選出は、クラブの決定するところに従って、指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。指名委員会を利用することを決定した場合、かかる委員会は理事会によって設置しなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載され、年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た4名以上の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとする。会長ノミニーは、その選挙後の次の7月1日に会長エレクトに就任するものとし、年度を通

じて役員を務めるものとする。会長エレクトは、その年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 役員と理事が理事会を構成するものとする。選出によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役職

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会長の任務とする。

第2節 直前会長

理事会のメンバーとしての任務、および会長か理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 会長エレクト

理事会のメンバーとしての任務、および会長か理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、会長エレクトの任務とする。

第4節 会長ノミニー

年次総会において選出された会長のノミニーは、長期計画に基づき活動計画を立案するものとする。

第5節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、そのほか通常その職に付随する任務を行うことをもって、副会長の任務とする。

第6節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ば

れた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、幹事の任務とする。

第7節 会計

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第8節 会場監督

通常その職に付随する任務、およびその他会長か理事会によって定められる任務を行うことをもって、会場監督の任務とする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度の役員および理事の選出をしなければならない。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分(第1、3曜日)、19時(第2、4、5曜日)に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 理事会

定例理事会は毎月第1例会日に開催されるものとする。臨時理事会は、会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合、然るべき予告が行われなければならない。

第4節 次年度活動計画委員会

年次総会終了後、会長エレクトは速やかに次年度活動計画委員会を設置するものとする。次年度活動計画委員会は会長エレクト、幹事エレクト、会長、幹事、直前会長、直前幹事、および次年度役員で構成するものとし、次年度活動計画立案に際し必要な指導を行わなければならない。次年度活動計画委員会は年次総会の翌月から第3例会日の開催を原則とし、必要であれば次年度常任委員長を招聘することができる。次年度活動計画委員会は最終理事会までに予算書、組織図、活動計画書を作成し、当該年度理事会の議決をもって承認されるものとする。

第5節 定足数 理事会の定足数は理事の過半数とし、議決は出席した理事の過半数の賛成によって可決される。年次総会および例会の定足数は会員総数の3分の1とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金は5万円を原則とし、入会承認に先立って納入すべきものとする。ただし、標準ロータリー・クラブ定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節 会費は年額30万円とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は、各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年7月1日に一括、または年2回7月1日および1月1日、または年4回7月1日、10月1日、1月1日、および4月1日に納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、*口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

(*注:口頭による採決とはクラブの投票が発

声方式での同意によって行われた場合と定義する。)

第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、**新世代**奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 常任委員会の任務

クラブ委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。クラブ委員会は、クラブの年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間務めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

◇会員増強委員会 この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実施するものとする。

◇公共イメージ委員会(クラブ広報委員会) この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものとする。

◇管理運営委員会 この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものとする。

◇奉仕プロジェクト委員会 この委員会は、地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものとする。

◇ロータリー財団委員会・米山奨学委員会 この委員会は、寄付とプログラムへの参加を

通じてロータリー財団とロータリー米山奨学金事業を支援する計画を立て、実施するものとする。

その他、必要に応じて特別(アドホック)委員会を設けることができる。

(a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(b) 各委員会は、本細則によって付託された任務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。

(c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第10条 クラブ研修リーダーの任務

会長エレクトによって任命されたクラブ研修リーダーは、クラブ指導者と協力しながら、クラブのニーズに合った研修プログラムを計画する。そして、クラブが長期計画を立てるのを援助する。また、クラブ研修リーダーは地区研修委員会、ガバナー補佐、ガバナーとも協力をはかる。

第11条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切なRI資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第12条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期

間を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は、会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。)

第13条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成し

なければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と慈善・奉仕活動運営に関する資金である。理事会はその年度のクラブ資金を管理しなければならない。

第3節 すべての勘定書は、会計または幹事、もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。

第4節 会計は毎年1回、理事会で指名された複数名の会員による監査を受けるものとする。

第5節 会計業務に関しては、当該業務に関する資格を有する者の意見を求めることができる。

第6節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行わ

れるものとする。

第14条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節 理事会が決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明するよう務めなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その被推薦者が名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、

会長が、当 該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を 1 名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第 7 節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第 15 条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議、または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 16 条 改正

本細則は、理事会で審議し、定足数の出席する臨時総会において出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は臨時総会の少なくとも 10 日前に各会員に配付されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI の定款・細則、ロータリー章典と矛盾する改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

第 17 条

第 1 節

会員が細則第 17 条第 2 節に該当する場合は例会並びに会合の欠席及び会費の軽減を認めるものとする。

第 2 節

(a) 3 ヶ月以上の入院加療を要する場合。(退院後の自宅療養も含める)

(b) 事業の運営上、海外にて 3 ヶ月以上活動する場合。(打ち合わせなどの帰国については考慮しない)

(c) その他やむを得ない事由のある場合

第 3 節

休会中の会費は毎月当たり 10,000 円をクラブに納入する義務がある。

第 4 節

細則 17 条を申請する会員は幹事に申請し、理事会にて事由を説明する (書面も可)

第 5 節

理事会は出席者の 2 分の 1 以上の賛成を受け、承認し幹事より本人に伝達する。

第 6 節

欠席及び会費の軽減が 3 ヶ月を超える場合は書面にて期限前に幹事に報告、申請する。幹事はその件を理事会に報告する。

第 7 節

退院後自宅療養中、または日本に帰国中、例会に支障のない限り例会に出席する (その場合ビジターフィーと同額をクラブに支払うものとする。)

改正 2005 年 7 月 6 日 追記

改正 2008 年 7 月 1 日

改正 2010 年 7 月 1 日

改正 2010 年 12 月 1 日

改正 2011 年 9 月 7 日

改正 2012 年 6 月 15 日

改正 2012 年 6 月 20 日

改正 2014 年 12 月 12 日